

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和5年12月分)

○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

- ・車内事故（1件）、道路障害（1件）

	概 要	場 所
1	【車内事故】 乗客が、乗車しようと入口ドアの握り棒をつかんでいる最中にドアを閉めようとしたことから、バランスを崩し、転倒しそうになったもの。	郡元南側停留場 (1系統上り)
2	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前でUターン進入したため、接触したもの。	中洲通停留場～ 市立病院前停留場 (2系統上り)

自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときが最も危険です。

軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの
(上記を除く)

- ・該当ありませんでした。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**